

名勝円山公園の開設から継承の歴史

今江 秀史

1. はじめに

八坂神社境内の東側に所在する円山公園(写真1)は、明治19年に開設された京都市内で最古の公園である。昭和6年(1931)には「史蹟名勝天然紀念物保存法」(現在の文化財保護法の前身)により国の名勝に指定され¹⁾、同31年に都市公園法に基づいて都市公園となった²⁾。同公園を所管する本市では、平成32年(2020)の東京オリンピックの開催に伴う世界中からの来訪者を想定して、同29年度より再整備を開始した。それに先立って同27年度には、保存管理計画の報告書³⁾を刊行した。

円山公園の先行調査・研究としては、田中緑紅『緑紅叢書第31-32巻 円山公園上・下』(京を語る会：1972)、丸山宏「円山公園の拡張」(近代日本公園史の研究：



写真1 円山公園(2017年撮影)

思文閣出版：1994)、京都市編『名勝地円山公園の沿革』(京都市：1996)等がある。

本研究は、保存管理計画の報告書作成に伴って行われた資料調査と、再整備事業の準備・検討にかかる資料調査の結果を敷衍し、名勝円山公園の成立の経緯を解明するものである⁴⁾。また本研究の展望としては、江戸期から現在の円山公園の骨格が出来上がった昭和初頭までの土地利用を、その利用者らの意志を紐解き、将来に向けた継承の意義を検証する。

2. 江戸期

円山公園の前身となる江戸期の土地について言及するためには、まず当該期における土地の呼称と範囲について確認しておく必要がある。

まず『花洛名勝図会』によると、「祇園林よ里ひかしハ円山門前に至里北ハ知恩院山門の辺より南ハ東大谷の辺までを」⁵⁾真葛原と称したという。つまり真葛原の東限は、東山の麓、西限が八坂神社(祇園社)の東辺、南限が東大谷⁶⁾、北限が知恩院山門付近であった。(図1, 2, 3)。

つぎに『都名所図会』では、「八坂というは、北は真葛原、南は清水坂までの惣名なり。その中に八ツの坂あり。祇園坂・長楽

寺坂・下河原坂・法観寺坂・霊山坂・山ノ井坂・清水坂・三年坂等なり」⁷⁾とする。ここから近世の人々にとって真葛原は、八坂の一画として意識されていたことがわかる(図4)。

次に「圓山」とは、知恩院境内を抱く華頂山と高台寺境内(図5)を抱く高台寺山の間にある東山三十六峰⁸⁾を構成する山のひとつであった(図6)。圓山の麓のうち八坂神社の北側(図7)に隣接する区域は「祇園北林」、その東側の丘陵の広い範囲が「真葛原」とされた。また圓山の中腹に設けられた安養寺・長楽寺境内(図8, 9)と真葛原を含む地域が「円山」もしくは「南原」と呼ばれた⁹⁾。以下、箇所の特定がしやすいよう山に対しては「圓山」、地域としては「円山」と書き分けることにしたい。

現在の円山公園の範囲は、結果的に近世の祇園北林と真葛ヶ原、東大谷、雙林寺境内(図10)が混在したような状況にある。それでは以下、江戸期の人々がその範囲に対してどのような意識を向けていたかについて分析する。

八坂は、中世より祇園社の門前町として賑わっていたが、江戸期に入り市街化が進んだ。それにより「その享樂的な雰囲気は多くの人をひき付け、いわば京の応接間として諸国から誘客を魅了した。滝沢馬琴をはじめとする文人たちの紀行・日記に記事が多く残されることになった¹⁰⁾。

江戸期の京都を舞台とする紀行文を収めた『資料京都見聞記』の第1, 2巻¹¹⁾には、八坂を訪れた人々の体験や経路の具体例が掲載されている。時系列にそってその一部を引いてみたい。なお、引用の固有名称は、

江戸期と現代の対照をうながす資料として、竹村俊則著『新撰京都名所図会』¹²⁾を参考とした。

(1) 江戸中期までの八坂における旅行者の動線

著者未詳『千種日記』第2巻に所収された「洛陽留止記」では¹³⁾、ある旅人による天和3年(1683)の江戸から京への旅の様子が記述されている。「東山所へ見に行事」と題する3月27日の条において、著者は「堀川より二条通に出て」南禅寺を巡った後、「あはたくちに出、白河のはしのこなたより南に行て知恩院にいた」ったとする。この南禅寺から白川筋を通じて粟田口(図11)に出て、知恩院へ至る経路は現在も使われている。

その後、「知恩院より山つたひに丸山に至」り、「なを南に行て祇園の御社へまうて奉」られた。これは、現在の知恩院から円山公園への主動線は、同寺境内の西側を南北に貫く神宮道であるが、近世においては華頂山から山伝いで円山へ進み、真葛原を通じて八坂神社へと至る経路があったことを示している。

続いて『千種日記』の筆者は、祇園の御社(八坂神社)の「御やしらの北東南を祇園林といふ、松、さくらなどいくらともなく生しけれり」と祇園北林の状況に言及しつつ、八坂神社を出た後に「西の御門を出て四条の河原に行て、なをみなみにをれて建仁寺」を訪れた(図12)。さらには「下河原を経て八坂」、「高台寺」を巡り、「霊山といふ寺」、「三年坂」などを巡り、最終的に「清閑寺」(図13)にまで至った。



図1 祇園社（『都名所図会』）



図2 東大谷（『都名所図会』）

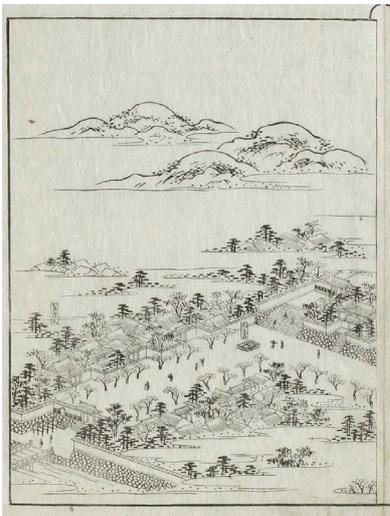


図3 知恩院境内（『都名所図会』）

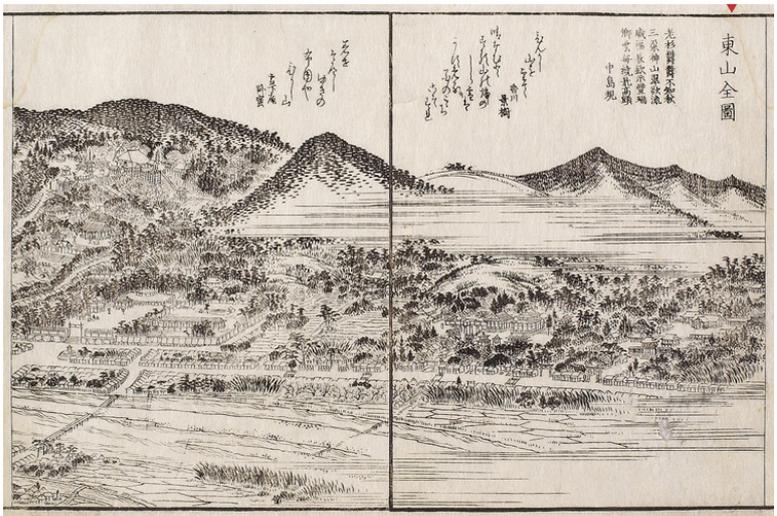


図4 東山全図（『再撰花洛名勝図会』）

このように「洛陽留止記」では、堀川を出発して二条通、南禅寺、知恩院、円山、真葛原、八坂神社、四条河原、建仁寺、下河原¹⁴⁾、八坂、高台寺、最後に清閑寺という旅程が示されている。

ところで『千種日記』の著者が八坂神社から建仁寺を巡るに当たって、鴨川の河原(図14)まで遠回りしたのは、江戸中後期の八坂西辺が、現在に通ずる大規模な繁華街であったことと関係があるとみられる。

元文2年(1737)刊行の『洛陽勝覧』では¹⁵⁾、その街中の「繩手」という地名について「大和大路と称す。いにしへの大和街道なれば也。此筋元結也多、名物也。東側商売家にして西側多く茶屋也。是をなわての茶屋と云い。此辺京中随一の繁盛の所なり。茶立女有」と記している。ここでいう「大和大路」とは、「北は三条通の東山区大橋町から、南は泉湧寺通(道)の下池田町まで」の現・大和大路通と同定される。そのうち「三条通・四条通間は繩手通(祇園繩手通)とも呼ばれ、鴨川の堤防道(暇)を経て祇園の遊里に至る道筋」¹⁶⁾である。

近世の繩手通は、かつて京都から奈良に至る大和街道の一部であった。その通りの西側には茶屋、東側には商店が多く設けられていた。茶屋とは、「江戸時代、街道筋の宿場で旅行者などに昼食や茶・菓子などを提供する休憩所」のことであり(図15)、その「繁盛は、旅籠屋と同じく、その給仕女の売笑化を随伴するもの」であった¹⁷⁾。また『洛陽勝覧』は「繩手茶屋の名」を挙げ、その業態を以下のように記している。

一日のあけ不定也。但芝居へ連行は式

拾匆、何方へも此割を以遺し申候。内にて揚は外に造用一座分掛る。又茶屋に依て外へ曾て出さぬも有。常の一座は酒、吸物、尤小飯付也。本膳出す茶屋もあり。吸物二つ出るは二つ川につく也。此所株五十九軒今のふれんを記す。大和橋より半町北西頬に金屋とて仕出弁当屋有、各物九重八十文、九重桜六十四文、又温飴、蕎麦切、豆腐、酒は何方へも持せ遺す。此家に貸物、もふせん、わり子、野風呂、茶弁当、屏風、まく。

つまり『千種日記』の著者は、大和大路の茶屋などを散策するという動機から、八坂神社から建仁寺に向かう道すがら遠回りをしたと推察される。これは近世の旅程の一事例でしかないが、名刹を渡り歩く中で商店に立ち寄るという行動の意識は現在に通じるところがある。

(2) 江戸期の真葛原

江戸中期の国学者として知られる本居宣長(1730-1801)は、宝暦2年から7年の期間、京都に遊学した。それは、彼が数え23歳から28歳のことであり、その時の出来事を書き残したものが『在京日記』である。そのうち宝暦6、7年(1756,7)の項には、宣長の八坂周辺における行動が記述されている。それは、『千種日記』から約70年後のことであった。

宝暦6年1月24日の条によると¹⁸⁾、本居は「祇園町のあたり」から「知恩院の御影堂にまいり」、「南のかたの門を出て、祇園林をすき、二間(軒)茶屋に入」った後¹⁹⁾、「四条の橋」へと至ったとある。これは



図5 高台寺境内（『花洛名勝図会』）

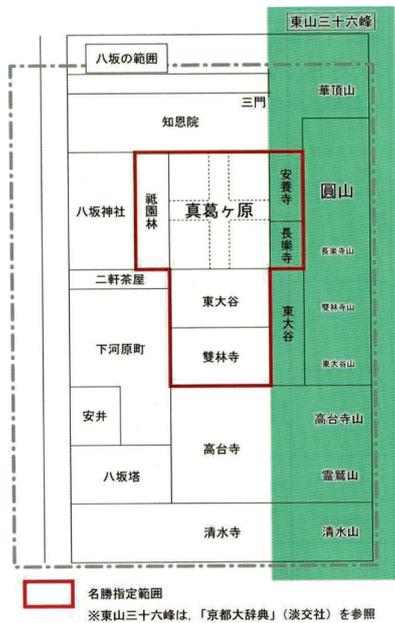


図6 東山三十六峰概念図
（『円山公園保存管理計画』より転載）



図7 近世八坂神社の北側一帯（『花洛名勝図会』）

八坂神社側から知恩院黒門を通じて御影堂へ行き(図16)、山門から真葛原、祇園南林を經由して、四条大橋に向かったことを意味する。

さらに宝暦7年3月4日の条では、東山界隈へ花見に出かけたことが記されている。「午の時過」に出発した本居は、友人と共に「まつ知恩院の古門より入て、山上の花見侍るに、方丈のわたり、ことにうるはしき桜の一木さかりに見えて、ことにめとまる」と、知恩院境内の桜を見物したことが知られる。その後、知恩院の「山門より下りて、双林寺」に参り、盛りを数日過ぎたとみられる桜を眺めて南の門から退出した。その際、「西行か庵の桜、とくちり過て青葉也」と、現在の円山音楽堂の南西に現存する西行庵では、既に桜の花が散って葉だけになっていたと記す²⁰⁾。

これら宣長が辿った二つの経路では、円山と真葛原のいずれかを通行しているはずであるが、それがされることはなかった。

次に真葛原に関する記述に焦点を当てていきたい。著者未詳の『京師順見記』の明和4年(1767)閏9月14日の条がある²¹⁾。

祇園筋巡見

一、祇園社 山城国愛宕郡八坂郷 社領
百四十石

(中略)

本社内陣にて神酒洗米頂戴、夫より東西華表の前左右に二軒茶屋と云有之、祇園豆腐商、右豆腐切るを通りなから一覽、甚不手際也。

祇園林、右同所の林を云、智恩院表門向

て右の方、竹松杉其外雜木有之、方一丁斗の林に見へる。右林の右の方を真葛か原と云、畑其外少々松の木立など有り、慈鎮和尚の風さはくの歌の所也。

ここで真葛原は祇園社の一画であり、松の木立が少々並んだ畑地だが、歌に詠まれるような土地であったと伝える。次に『花洛名勝図会』は以下のように記す²²⁾。

真葛原 祇園林よ里ひかしハ円山門前に至里ハ知恩院山門の辺より南ハ東大谷の辺までをいふこの地いにしゑハ閑寂幽靜の原野にして秋日にハ殊さら名にし於ふ真葛の裏葉うら悲しか里し土地なる里しも今ハ洛下の騷客遊興の住返所とな里し四時ともに春色ある田園とハな里ぬ古とに近き頃よ里此所に作里出須お多福豆の味ひ美にしくうれしき洛東の一名品を添なせりといひつ遍し

これによると真葛原は、もともと寂しげな土地であったが、明和年間の頃は繩手、四条河原、西石垣など周辺の繁華街から騒々しい客が行き来する土地であったと伝える。

さらに『都名所図会』によると、真葛原の範囲は、「祇園林の東、知恩院の南」とする²³⁾。時代は大正期まで下がるが『京都坊目誌』の「真葛原」の項目では「由緒詳ならず元禄十二年東大谷を恢弘し。尋て下河原より正門までの通路を開き。自然に真葛原は中斷し。其北方字南畑に此名存せしが」²⁴⁾と記す。

また前出の『花洛名勝図会』では、東大

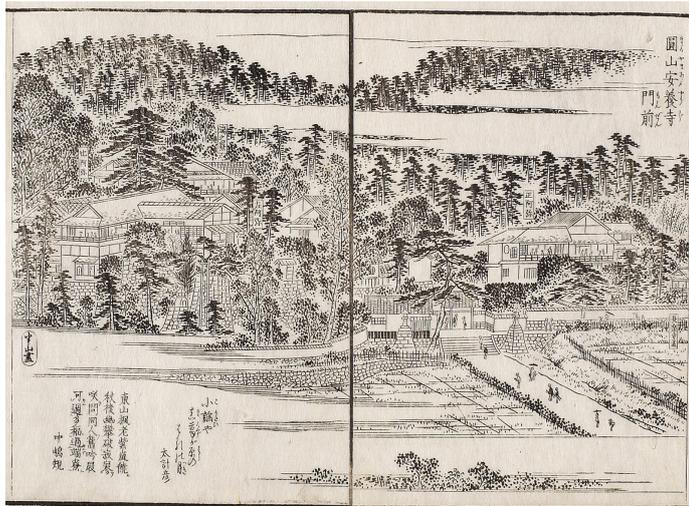


図8 安養寺境内（『花洛名勝図会』）

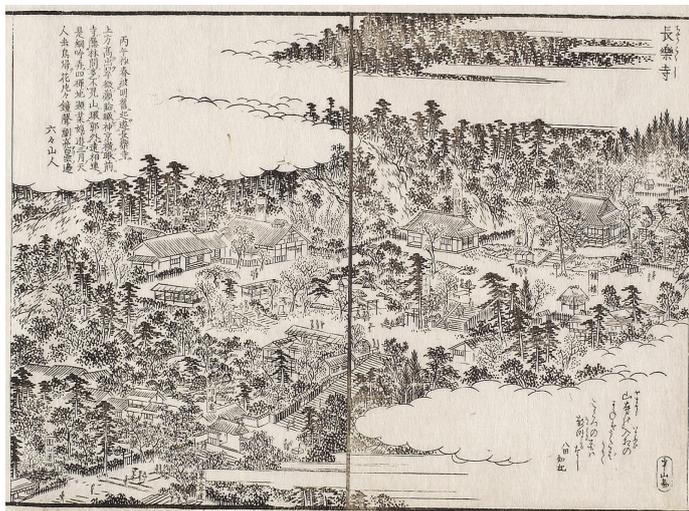


図9 長楽寺境内（『花洛名勝図会』）



図10 雙林寺境内（『都名所図会』）

谷の参道と共に真葛原と円山（同書の表記では丸山）の風景が描写されている（図17）。『京みやげ』²⁵⁾の挿絵では荒廃地に十字路とその傍に散在する小屋が表現されている（図18）。また「滑稽都名所」²⁶⁾では、真葛原の細い道を楽しげに歩く二人の男が描かれている（図19）。

以上のことからみて江戸期の人々にとって真葛原は、その北側の浄土宗総本山・知恩院と南側の雙林寺・高台寺・清水寺、さらには西側の祇園社（八坂神社）と南北の祇園林をつなぐ往来の場として意識されていたとみられる。

（3）江戸期の円山

円山の中腹に築かれた安養寺と辨天堂（図20）、長楽寺は、名利として著名であった。なかでも時宗の安養寺は際立った存在であり、『東山名勝図会』²⁷⁾にその記述がある。

当山（安養寺）の坊中勝興庵正阿弥、花洛庵重阿弥又端の寮といふ。多福庵也阿弥、延寿庵連阿弥、多蔵庵源阿弥等、各書院より都下西野を一望して景致他なくいはんかたなし。又、庭中には石を置むで飛泉を催し、池を鑿ては種魚を育ふ。緑樹芳草四時の美色を備へ、点茶の席蹴鞠の場を構へて、遊宴の設けたらざるなし。故に都下はもとより遠境の登客必ず此諸楼に遊興を催すも宜なり。実に洛陽観筵最大の勝地といふべし。

かつて安養寺境内に所在した六箇所の末寺は、六阿弥と呼ばれた²⁸⁾。各寺には、市

中の西方をのぞむ望楼建築（図21）と技巧に凝った庭を設け、蹴鞠の庭などの施設を備えていた。それらは、いわば一大遊興地ともいえるものであった（図22）。絢爛豪華を誇ったその景色は、『都林泉名勝図会』の挿絵に描かれている²⁹⁾。さらに『甲子夜話』には、六阿弥で行われた宴遊の様子が記述されている³⁰⁾（図23）。

京地の円山と云ふは、何阿弥、何阿弥と号して、処々書院を構えて、勝景佳境の場なり。往々遊京の人の話を久しく伝聞す。此度某が云を聞けば、聞しに増る絶賞なりと。先ず入るに、きれいなる居室を酒歸して人なし。始め亭主と覚しく、僧衣剃頭の者出来て式礼す。夫より軽焼とて、片餅を脂にてあげたるを、吉野紙に僅に一片を包み携ふ。喫するに曾て美ならず。世に謂ふ円山軽焼の本、是也。これより僧入ると、好顔の婦少長群出て、酒肴を陳ね饗す。聞くに、東都に謂ふ料理茶屋なり。始めの僧はと問へば、亭主にして妻子を備へ、名を也阿弥、或は昭阿弥、正阿弥杯云と。この亭一軒のみに非ずと。斯地には遊びたき雅域ならん。

六阿弥は寺院にして、江戸より導入された当時の京都ではまだめずらしい料理茶屋であった。八坂には、二軒茶屋にくわえ雙林寺境内の茶屋など数多くの飲食店や遊興の施設が建っていた。そのうち造形的な庭を配し、望楼建築から京都市中を眺めることができる、時宗の寺院・六阿弥は有名であった。「洛陽観筵最大の勝地」とは、特に



図11 栗田山（『都名所図会』）



図12 建仁寺（『都名所図会』）



図13 清閑寺境内（『都名所図会』）



図14 四条河原（『都林泉名勝図会』）

六阿弥を指した呼称とみられる。後述するように六阿弥は、明治政府の上知令を契機として衰亡した^{31) 32)}。

(4) 江戸期の祇園北林

すでに『千種日記』と『在京日記』で言及してきた祇園北林は、八坂神社の南北にひろがる林地の一部として旅行者に知られていた。祇園社を挟んで北側が「祇園北林」、南側が「祇園南林」と呼び分けられており、前者の位置は現在の円山公園の市民の森とほぼ比定される。

『東山名勝図会』では、祇園北林について「社頭の北いにしへは雑木林なりしか、今は河岸桜数珠を植て花の頃は一しほ美観なり。この林中、借馬の馬場、大弓の射場、揚弓店、栗飯の貸食家等あまたありて、遊客常に群集ひ暑寒をいとほ賑はし。又近年此所をひらき勧進大相撲を興行し大に流行せり。されば月花の風流より弓馬の調練、酒食の設けに至る迄調ひて、実に雅俗兼用して繁盛の地というべし³³⁾と伝える。『花洛名勝図会』の挿図「祇園林夜櫻」では、桜が林立する中に店が構えられ数多くの人々が往来する様子が描かれている。(図24)

江戸前期の俳人・野々口立圃(1595-1669)は、「清水寺花見記」(寛永14年(1637)以降の成立)で祇園林の花見の様子を以下のように記した。

先四条川原に出れば貴賤男女ゆくもかへるもをしわけかたし、(中略)からうして祇園林に入てみれば、花は今をさかりにて打なかめんとすれば、うしろよりをし

たをし前より行あたるに、花みん事はうちわすられ、いとくるしくてかたはらに立のき、あしを休めけるに、鳥居のもとに高札あり、よりてみれば林の花折事堅禁制とかけり、落花狼藉はくるしからずといへと、かゝる群集のやつはらか手毎に折とらは花のたねも尽ぬへし

この時、四条河原から入った祇園林は開花の盛りであったという。鳥居の下に立てられた高札を見てみると、花を折ることを堅く禁ずると書かれていた。ここから花見の群集の中には、勝手に花を折って持ち帰る者がいたことがわかる。

時は下って『京都坊目誌』では、「其西部北林と称する地に於て。各種の遊技娯楽場を設けしめ。衆人遊賞の地とす。蓋し設備不完全にして。覽るに足らざりしが。」³⁴⁾と評されている。また田中緑紅は、八坂社西方から祇園枝垂桜までの範囲について以下のように記した。

明治以前の八坂神社は天台宗感神院が祇園社として管理し、この桜の辺まで坊が建ちならび、その東の方に執行(社僧の長官)宝寿院一建内繁継の坊がありました。祇園社の境内にあつた枝垂桜を買い受け、自坊の東方に植付けました。この建内家の塀の上に僅かに頂を眺められるだけでありました。慶応二年十二月六日未の刻松の坊と東梅坊との間に山形屋と称する茶店がありここで七輪に火をおこしている間に店先の葭簀に転火して大火となり祇園社の正門(南の楼門)中門拜殿、神楽所を焼き払い、宝樹院も類焼し



図15 茶店と旅行者（『拾遺都名所図会』）



図16 知恩院御忌詣（『都林泉名勝図会』）



図17 真葛原，円山，東大谷（『花洛名勝図会』）

ました。³⁵⁾

江戸期の祇園林から真葛原の区間は、八坂神社の坊舎が集まっていたという。その地域は、上賀茂神社（京都市北区）の旧社家町にみられるように住宅ばかりで占められていたのではなく、坊舎との間には、茶屋などが混在していたようである。

ここで言及されている祇園枝垂桜については、「この枝垂桜を祇園の夜桜と云いましたので、古くから祇園の夜桜があつたと云う人がありますが、それは別のもので、元治元年の「花洛名勝図会」には賑はつています夜桜の図があります。八坂社の東鳥居を出ましてすぐ左の方に昔多宝塔がありまして寛政年間に炎上したまま再建されませんでした。その塔址の辺から北林にかけて桜を植え二間程に成長しましたその桜の間に茶店が出来、篝火をたき、床机をならべて祇園夜桜と云いましたが、この桜がなくなって植継をせなかつたので、この夜桜は消えてしまいました」とある。

ここでいわれる夜桜の図とは、前出の図24である。さらに付け加えて、「また別説に弥栄小学校の学務委員青木太兵衛老の話には維新後、下河原、八坂神社正門前通の路傍に街路樹風に桜を植え、紅提灯を吊し篝火を燃して夜桜と云いましたが永続せなかつたと云います」と記した³⁶⁾。

ここから近世における祇園北林は、祇園社の参道附近という好立地から飲食・遊興で大きく賑わう雑然とした土地として意識されていたとみられる。また桜の名所としては、持続的に機能しなかったようである。

なお、文政2年（1819）刊『扁額規範三』では、祇園南林に関して以下のような記述がある。

祇園社より南の方は両辺林にて、蒼樹覆鬱として、月の夜は東山の端を出る景色、信州更科の景色に髣髴たりとて新更科と称し、明月の夜は安井門前より、祇園の南、下河原の地に床机を置きならべ、騒客墨客の此地に聚り、夜更るまで月を賞しけるが、年々に林の木を伐、追々地を開ひて人家建続き、月を観るに地なく、終に新更科の名失たり（後略）

信濃国更級郡は、現在の長野県千曲市と埴科郡坂城町にあった郡部であり、冠着山（かむりき 姨捨山）の麓に耕された水田の一つずつに月が映る「田毎の月」で著名な名所である。安井金毘羅宮の門前付近から祇園南林に向けた月夜の眺めは、名所・田毎の月にたとえられるほど見事なものであった。しかし、次第に林が切り開かれ、人家が建設されたことによってその面影は失われたという。

（5）小結

江戸期の土地利用と照合すれば、現在の円山公園の敷地は（図25）、東から西手にかけて円山—真葛原—祇園林、南から北手にかけて雙林寺境内—東大谷—真葛原という地域の複合体といえる。また江戸中期の旅行者による旅程の記録によると、真葛原は名刹の間をつなぐ中継地点とみることができる。そのつながりは、南北軸でいうと清水寺—高台寺—雙林寺—東大谷—真葛原



図18 真葛原 (『京みやげ』)



図19 真葛原 (「滑稽都名所」)



図20 吉水辨天堂 (『花洛名勝図会』)

一知恩院一青蓮院一粟田口，東西軸でいうと安養寺・辨天堂・長楽寺一真葛原一祇園社・祇園北林一四条河原であった。

江戸中期の旅行者が旅程で真葛原を経由していたのは，東海道（三条通）から数多くの名刹と縄手にみられる繁華街，そして四条橋を目指すに当たって都合が良いという意識があったからとみられる。

ただしその実態は、『花洛名勝図会』や『京みやげ』の挿図，「滑稽都名所」などをみると，その名のとおり葛が自生するような茫漠とした平坦地と十字路であった。その一部には八坂神社の坊舎や茶屋，土産屋の建物があったようである。

また祇園林も恒久的な桜の名所とはいえない雑然とした疎林地であったようである。こうしてみれば，現在の円山公園の中核部に当たる真葛原と祇園林北は，近世の人々にとって，それ自体が名勝と呼べるような土地として意識されていなかった可能性がある。

真葛原と祇園林は名刹と繁華街をつなぐ中継地点として重要な意味を持っていた。その一方で旅行者にとって重要視されていたのは，真葛原と祇園林からみて東側の円山，西側の八坂神社，南側の雙林寺や高台寺，北側の知恩院であった。

このように江戸期の八坂の状況を振り返ってみれば，現在の旅行者らが来訪の主対象とする円山公園の枝垂れ桜や桜林，園池からなる構成は，すべて近代以降に刷新されたものであることになる。

3. 円山公園の開設と維持改良

本節では，行政文書を中心とする円山公園の関係資料を集成した「円山公園の沿革」³⁷⁾を参考として、『京都市参事会文書』、『京都市会会議事録』、『京都市事務報告書』などにあたり，円山公園の開設から公園敷地の拡張，公園維持改良までの流れについて概説する。

(1) 公園の開設から公園敷地の拡張

明治維新の影響は，真葛原と祇園林を含む八坂の北東辺にも例外なく及んだ。

明治4年（1871）1月5日に明治政府が公布した太政官布告は，諸国の社寺有地のうち境内を除くすべての領地と除地（免租地）の上知を命ずるものであった³⁸⁾。この布告は，第一の上知令と呼ばれる。続いて明治8年6月には「社寺境内外区画取調規則（地租改正事務局達乙第4号）」が公布された³⁹⁾。この第二の上知令あるいは「引き裂き上知」と通称される規則により⁴⁰⁾，極めて限定した境内地以外の土地の全てに対して上知が命じられることになった。

これらの上知令により，八坂神社の坊舎並びに安養寺と六阿弥，長楽寺，雙林寺の境内の多くが官有地となり，京都府の所管下に置かれた⁴¹⁾。さらに六阿弥の衰亡に代表されるように，数多くの庭・建物が失われた⁴²⁾その結果として，円山の求心力は著しく損なわれることになった。

太政官は，明治6年1月に「達第16号」をもって府県で公園設置の対象地を選び大蔵省へ稟議するよう進達した。それを受けて京都府では，明治19年8月に円山公園

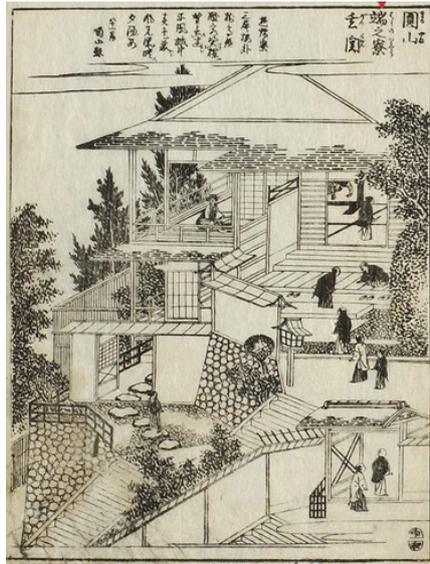


図21 端之寮（『都林泉名勝図会』）



図22 多蔵庵春阿弥（『都林泉名勝図会』）



図23 多福庵也阿弥の室内（『都林泉名勝図会』）

一帯を公園の対象地とする伺い書を内務・大蔵両省に提出した。そして同年10月29日には公園設置が認可され、12月には「府告示第226号」をもって円山公園が公園としての認定を受けることになった⁴³⁾。この時点での円山公園の敷地は、寺社から上知された土地が受け皿とされたことになる。

『明治文化と明石博高翁』⁴⁴⁾によると、明治初期の京都における殖産興業の指導者として知られる明石博高は、「風光絶佳なる華頂山腹円山吉水弁天堂南方の高地〈元安養寺塔中多蔵庵址〉に匿名組合を組織し、金閣に模した三層楼の温泉場を建築」したとある。これは明治6年に開設された吉水温泉であり、円山温泉あるいは東山温泉と呼ばれた。

同書は、昭和12年に国の天然記念物の指定を受けた初代「祇園ノ枝垂桜」⁴⁵⁾が、もとは「祇園社社務執行職宝寿院」の建内氏の屋敷内の庭にあったものと記してい

る。慶応2年の宝寿院の失火後も生き残っていたこの枝垂桜はその土地が、明治6年に「払い下げを受けたので伐つてしま」われることになった。そこで偶然そのことを知った明石博高が買い上げたことによって保存されることになった⁴⁶⁾。

さらに『京都大事典』によると、円山公園敷地内に「京都でホテルを称した最初」のものとして也阿弥ホテルが開業した。それは「明治12年、長崎県人井上万吉が安養寺塔頭の也阿弥ほかを買収、洋風に改造」したものであった⁴⁷⁾。このように六阿弥の跡地に吉水温泉と也阿弥ホテルが築造されたことで、明治維新以来絶えていた円山周辺の求心力は回復することになった(写真2)。

その後、「公園地域内に突出せる民有地の一部」の買収と整理が行われた。明治22年12月には、円山公園の所管が京都府から京都市参事会(以下、参事会)へと移さ

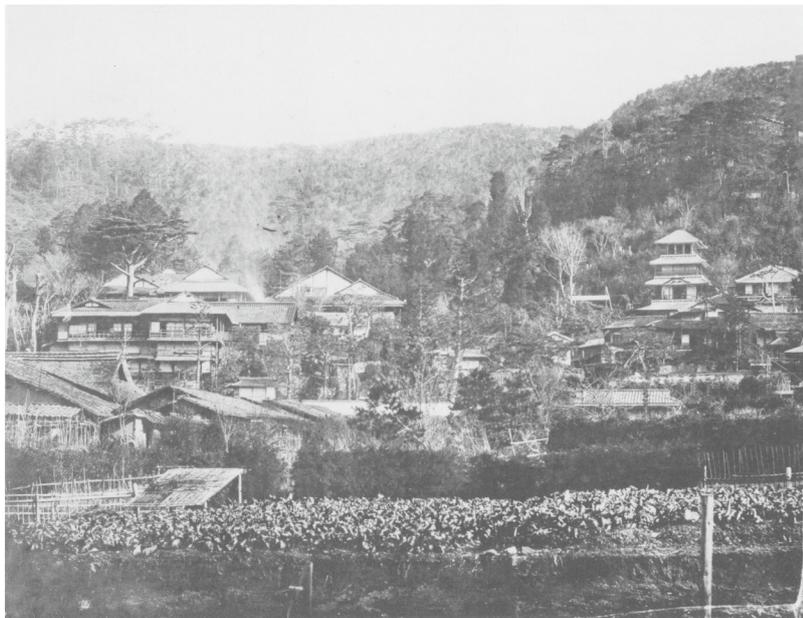


写真2 也阿弥ホテルと吉水温泉(『明治の京都』より転載)



図24 祇園林夜櫻（『花洛名勝図会』）

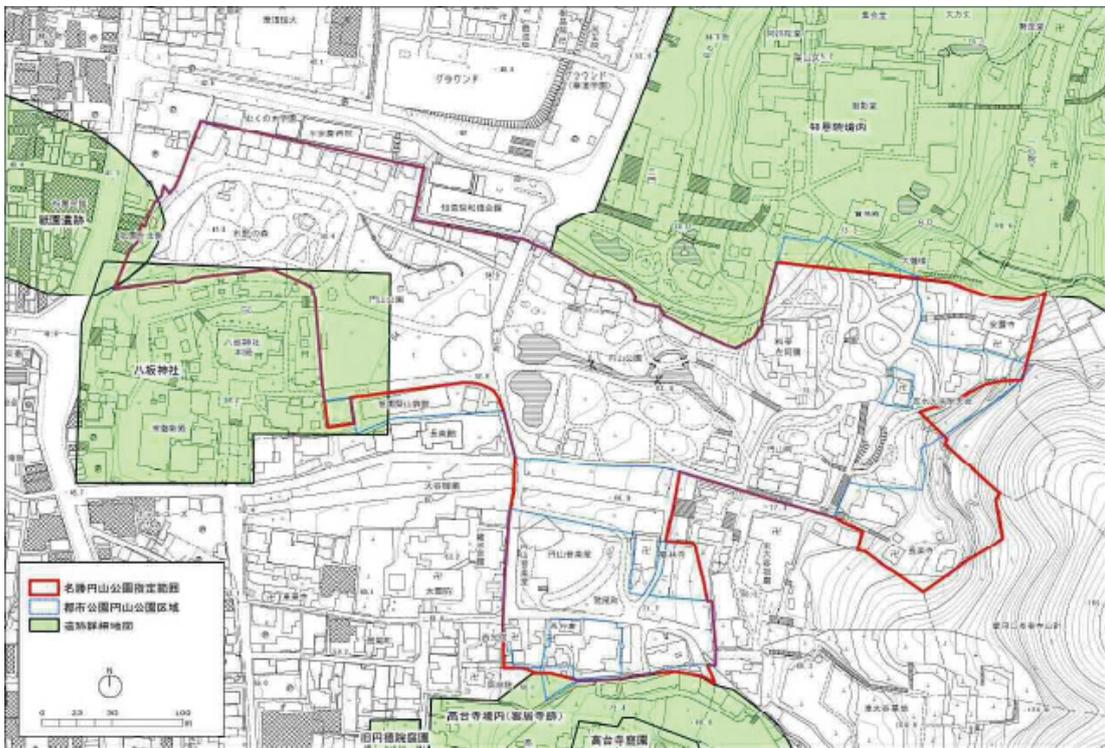


図25 円山公園指定範囲

れた。参事会は、「市会の議決を経て経営方針を定め独立経済の下に置くこととし、その一方で「市会は常設委員として新に公園委員2名を設けて市参事会の管理方法の諮問を応へしめ又これを監督せしめた」⁴⁸⁾。

土地買収に伴う参事会への補助金の理由書（『明治26年市会会議事録』）によると、その当時の状況は「此地域は僅に字南畑の一小該分に過ぎずして他の広大なる部分は、依然粗悪の建造物等散在し、隅々空地の部分も常に雑草繁生し、塵芥瓦礫の散乱せる籠塀の毀壞せる等頗る荒廢に処せり」⁴⁹⁾ という状況であった（写真3）。参事会に所管替える以前、円山公園の経営方針は現状維持であり、その実状が真葛原の延長線上から出ることはなかった。

所管替えを契機に「公園の拡張及び改修の議起り明治25年9月土地収用法適用の許可を受け25年度より27年度にわたる継続事業として普通経済より補助を仰ぎ」、公園敷地の大拡張と改修が行われた。明治25年9月18日の「京都日出新聞」の記事は、参事会が円山公園に移植する樹木とし

て「山樫又は枝垂櫻凡そ三十五本太さ目通二尺五寸以上」の買収を申し出たことを伝える。

さらにこの整備では、「林泉の美を供えるため噴水を計画し（現在大杉の東側飲水鉢）蹴上疏水からの引水管が公園の中心枝垂れ大桜付近より八十尺余、左阿弥より二十三尺の高度まで達しているのと同地より引水した」という。

この時、京都市では「平安遷都記念催事に第四回勸業博覧会の会場を大阪市と競いこの会場候補地として円山公園をこれに充てようとする機が市会に起つたが地域の狭隘なために結局沙汰止となつた」が、その結果として拡張事業が大きく進捗することになった。

こうして「この改修拡張後の円山公園の名声は次第に高まり内外観光客を吸引し遊覧者年に増加するに到つた」というが⁵⁰⁾、改修の程度は詳らかではない。也阿弥ホテルと祇園枝垂れ桜を撮影した写真（写真4、5）によると、その建物群の西側には、岩島を有し周囲が築山で囲まれた園池や、



写真3 円山から旧真葛原への眺望（『円山公園開園百周年記念』より転載）



写真4 也阿弥ホテルと園池（『写真集成京都百年パノラマ館』より転載）



写真5 初代祇園枝垂れ櫻（『京都名勝記』より転載）

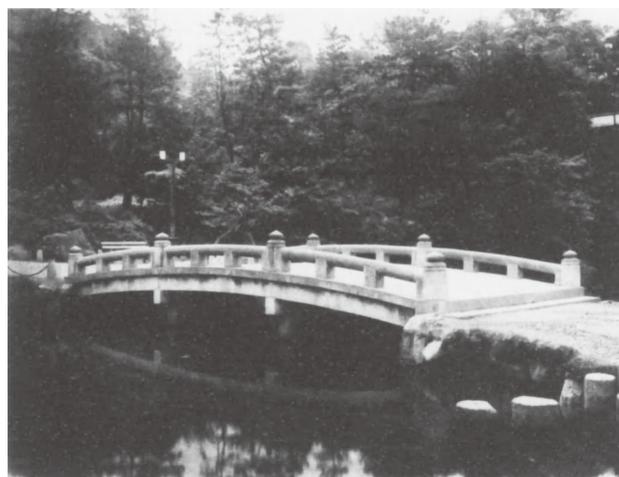


写真6 武田五一設計の石橋（『武田五一博士作品集』より転載）

枝垂れ桜の周囲に人止め柵を巡らせ、ベンチが配された状況が確認できる⁵¹⁾。

ところでこの頃の京都市民が期待したこととして、円山公園の拡張と改修をきっかけとした東山一帯の公園化があった。その具体的な動きとしては、明治29年9月18日に「京都市東山將軍塚一円之官山を円山公園と併せ東山一帯となし、種々の設計あらんことを希望する旨、京都東部実業界員総代中村栄助外22名より」京都市議会へ建議書が提出された⁵²⁾。そして次項で言及するように円山公園の拡張・改修計画は、いわば東山公園構想の実現に向けた事業として、京都市議会と京都市当局との間で粘り強く進められることになった。

(2) 公園内のホテル等の失火と市議会に

おける公園の維持改良の議論

その開設以来、円山公園の敷地東側は吉水温泉と也阿弥ホテルが占有していたが、後者は明治32年に焼失した⁵³⁾。それを受けて明治33年10月30日、錦光山英太郎、並河靖之⁵⁴⁾ほか6名は、也阿弥ホテルの跡地にホテルの再建設の願書を提出し、許可された。

その願書には、「今後東山を一大公園と相成候際には御命令次第取払へき旨又在来道路を3間巾に取括ケの為辺地可致義も承諾」するとの一文が記されていた⁵⁵⁾。也阿弥ホテルは、旧重阿弥・連阿弥の敷地を合併して建設されていたが、ホテルの再建に当たっては、さらに旧正阿弥の敷地が合併された⁵⁶⁾。

明治39年の「京都市参事会文書」によると、明治39年4月7日、北村栄蔵所有

地(平野家)より出火し、隣接する公園事務所が類焼した⁵⁷⁾。さらに同月18日には也阿弥ホテルより発火、吉水温泉を含む他の建物へも飛び火して全焼した⁵⁸⁾。こうして円山公園東部の広い範囲が焼け地となった。

同年5月1日の京都市会議では、「本市円山公園拡張ノ目的ヲ以テ其付近ノ私有地民家買収予算案ヲ至急本会ニ提出相成度此段建議候也」が建議された⁵⁹⁾。建議の提出者である市会議員の中井三郎兵衛⁶⁰⁾は、以下のように発言した。

日本ノ公園地ト称セラル、我京都ハ、須ラク天然ノ風致ヲ利用シ、人工ヲ加ヘテ公園ヲ拡張シ内外遊覧客ヲ誘致スルハ、唯一ノ繁栄策ナリト信ズ。円山公園ハ、以前ヨリ拡張シタキ考ヘナリシガ、時機到ラザリシガ今回平野家ノ焼失シタルニ依リ、他人ノ不幸ヲ機会トスルハ甚ダ面白カラザルモ、(中略)北ノ知恩院櫻ノ馬場モ共ニ買収セバ公園ノ上リ口モ都合クナリ。知恩院ノ北林モ一帯の公園トナル。南ノ三十三間堂ハ、国宝ト為リテ大切ナル建造物ナリ充分安全ノ策ヲ講ゼザルベカラズ。其近傍ニハ、博物館アリ、智積院妙法院等アリ。妙法院前ニモホテルヲ建築セント計画スル者モアリ、西大谷ノ敷地一万坪アリ。(中略)日切地蔵三寧坂ニ梅林アリ、降シテ八坂ノ塔アリ。是等ノ買収地ヲ(中略)連続シテ一大公園トナシ得ベシ。円山公園ノ他所ヲ(中略)前市長ノ計画セラレタル東山公園ノ目的ヲ達スルコトニモナル。満場御賛成アランコトヲ

中井が東山公園の構想の持論をもって、円山公園の拡張・整備の必要性を具体的に示した一方で、水野世民議員は、その反論として「公園ハ、西洋ノモノニテ我京都ノ如キ家々ニ庭園ヲ有スル所ニハ不必要ナリ」と反論した。それに対して中安信三郎議員は、以下のように中井に賛同の意を示すと共に、外国人誘致を見込んで公園を世界に発信することを望む発言をした。

所謂御客ヲ引ク機関トシテ、公園ヲ拡張スヘキ必要アリ。公園ト外人ノ来遊ハ、車ノ両輪鳥ノ双翼ノ如シ。必ズヤ公園ノ拡張ト同時ニホテルノ建築ヲ経営セザルベカラズ。京都ハ、市是トシテ山紫水明ノ艶姿ニ錦衣ヲ飾リテ、外人ヲ遇スルヨリ道ナシ（中略）本員ハ、建議者ノ趣旨ヲ採用センコトヲ常ニ希望スル一人ナリ。而シテ東山頂上ニ電鉄ヲ運転セシメ、或ハ比叡山ヨリ桃山迄ヲ一帯ノ公園トシテ拡張スル時期モ必ズ起ルベシ。今日ノ如キ円山公園岡崎公園ヲ以テ公園ト称スベカラズ。日本ノ公園。世界ノ公園トセザルベカラズ。此趣旨ヲ以テ賛成ス

この建議は結果的に賛成多数で可決され、円山公園の維持改良に向けた也阿弥ホテル跡地を含む土地の買収が進められることになった。なお中井は、京都市による公園構想の実施を待たずして、將軍塚大日堂を皮切りに將軍塚登山道、花山道路の整備、伊藤博文・井上薫詞碑の建立を自ら行った⁶¹⁾。それは、現在の京都一周トレイルの東山コースの先駆けともいえる登山道の整備事業であった。

(3) 公園の維持改良に伴う設計

明治42年1月29日、京都市において円山公園の維持改良の施工方法を「直営」で行うことが可決された⁶²⁾。円山公園の実施設計に関する決裁書が綴じられた「円山公園拡張工事ノ件 明治42年」⁶³⁾には、「円山公園拡張工事設計」の計算書類一式が含まれている。それによると工事の内訳は「切下・切盛」、「庭園」、「岩石」、「張芝」、「路面」さらには「噴水」^{64) 65) 66)}などであった。計算書類の末尾には、工務課所属の「技手 片平文一」の署名が記されていた。これは、吉水温泉と円山ホテルの跡地における園池と流路を築造が、当時の京都市職員が主体となっていたことを示す。

この決裁書には、流路⁶⁷⁾に架かる3箇所の橋についての計算書も含まれている。そのうちひょうたん形の池の中央に架かる石製の橋は、『武田五一博士作品集』に⁶⁸⁾写真が掲載されている（写真6）。

「円山公園拡張工事ノ件 明治42年」には、実施設計に関わる見積書が添付されている。その提出者は以下の通りであった。

【土木工事】

岡野弥三郎（上京区岡崎町）、川勝由太郎（下京区毘沙門町）

【下水道工事】

山本百太郎（上京区大宮通丸太町上ル）

【庭園師・園芸師】

青木文治郎・山本政二郎（上京区岡崎町）、井上徳三郎（同区河原町通丸太町上ル）

【庭石商】

松井弥七（滋賀県近江木戸村）、三野亀治郎（下京区小松町）、木原喜四郎（上京区岡崎村）ら

【植木商】

二ノ宮幸治郎（上京区聖護院町）

このうち岡野弥三郎は、琵琶湖疏水の開設工事に関わった岡野組の2代目である。また庭石商の見積書に着目すると、その品目には「江州守山産庭石上等」、さらには「但シ疏水廣道橋付近ヨリ円山公園車止迄運搬船一船ニ付賃金二円七十銭也」と記されている⁶⁹⁾。ここから琵琶湖疏水による守山石の運搬が企図されていたことがわかる。

このようにして園池と流れの実施設計が進められる中で、引き続き市議会では円山公園の維持改良について活発な議論が交わされていた。明治42年3月9日の市議会では、京都市会議長の渡邊昭より「公園拡張及び整理ニ関スル建議案」が提出され、「常設公園委員ヲ設置スルノ必要ヲ認ムル」ことが採決された⁷⁰⁾。

その際、宮川岸之助議員は、「世界の楽園タル京都市ノ公園トシテハ稍ヤ緩慢ノ設備ニ思ヒマス、デ什ウカ之レニ対シテ常設公園委員ヲ設置シ我京都市ノ繁栄策及び京都将来ノ為メニ観覧者ヲ引付ルヤウニ什ウカ願ヒタイノデアリマス」と、常設公園委員を設置する必要性を説いた。

明治43年1月18日の京都市第三号議案では、「京都府京都市明治四十二年度公園歳入出追加予算」の要求があり、「樹木庭石其他也阿弥ホテル地内ニアル地上物件一切買取費」が採決された⁷¹⁾。ここから也阿

弥ホテル跡の樹木や庭石が維持改良で用いられたことがわかる。

同年3月29日の市会において林長治郎議員は「風致ニ差支ナキ限り該地所ノ使用ヲ許可シ歳入ヲ増収シテ以テ緩急ヲ図リ着々整理セラレンコト」について建議を提出し、採決された⁷²⁾。この建議の必要性について林議員は、「ホテル」跡ナドノ現況ヲ見マスルナラバ恰カモ古戦場跡ト謂ッテモ宜イ位デ以前ニ反シテ余程風致ハ損シテ居ル、之ハ何トカ方法ヲ設ケテ整理シタイ」とした。

林議員は、これまで円山公園の土地収用が進められてきたが、風致の改善策が施されていなかったことを問題視していた。おりしも也阿弥ホテルの火災により公園敷地の広い範囲が「古戦場跡」のごとく荒廃した状態となった。そこで、いち早く公園の維持改良を進めるよう参事会に働きかけようとしたのであった。さらに同議員は、「成ル丈ケ風致ヲ損シナイ限り公園ノ土地ヲ貸シテ精々美観ヲ添ヘルヤウニ収入ヲ計ッテ整理シテ呉レト云フノガ主意デアル」とし、風致に配慮した上で公園利用による収入の確保についても言及した。

この建議案に対して助役の大野盛郁は、「今武田五一氏ヲ頼デ将来ノ方針ヲ設定スルコトニナッテ居リマス」、「只今武田君ニ頼デアルノハ円山公園ダケノ事デアリマスガ円山公園ノ工事上ノ設計デゴザイマス」と述べた。ここから武田五一が円山公園の設計に関わったことが認められる。

武田五一は、明治40年9月に京都帝国大学文科大学講師となった。同44年の40歳当時には東京勸業博覧会の審査委員とな

り、8月に京都商品陳列所評議員を囑託された⁷³⁾。

明治43年7月5日の市議会では、「明治四十三年度公園歳入出追加予算」として、「公園改築ノ為メ測量及設計ヲ要スル」ことを理由として、「測量及設計費」の追加予算が提案され、確定した⁷⁴⁾。

この追加予算の必要性として大野助役は、「過日武田五一先生ニ頼ミナシテ其ノ案ガ略ボ成リマシタ之ニ付テハ道路ヲ取広ゲルトカ種々ノ事ニナツテ居リマスカラ先ヅ差当リ其ノ案ニ付テ調査ヲシャウト云フ考ヘテアル」と述べた。ここで武田の設計案に基づいて測量と設計が要されていることがわかる。園池と流れの実施設計は京都市が直営で行っていたことからみて、武田の設計案は用地取得に関するものであった可能性がある。

(4) 設計の見直し

明治44年に市参事会から提示された設計案に基づく予算案は一旦撤回して繰り越された⁷⁵⁾。その設計案は、同年5月26日の市議会における「常設公園委員規定」案の提出⁷⁶⁾を巡って、市会議員の批判に晒されることになった。助役の大野盛郁は、現行の設計案を市議会が求める東山公園構想を考慮したものに見直すに当たって、公園委員を常設する必要性を以下のように説明した。

此ノ前四万円位ヲ掛ケマシテ修築スルト云フ案ヲ一旦提出致シマシタケレドモ其ノ設計ニ幾分疎漏ノ点モゴザイマシタ為メ撤回致シタ次第デアリマスガスウ云フ

事ハ充分ニ研究スル必要ガアリマス殊ニ此後円山公園ノミナラズ東山一帯ヲ公園ニシタイト云フ説モ種々ゴザイマスカラ益々公園ノ委員規定ノ必要ヲ認め昨年御建議ニナツタ趣意ニ抛リマシテ本案ヲ提出シタ次第デゴザイマス

大野助役の答弁に対して江羅直三郎議員は、東京都と比較して京都市の公園行政の進め方について以下のように批判した。

今日マデ市会ガ喜ンデ歓迎スルヤウナ設計モセズ或ハ撤回シナケレバナラヌト云フヤウナ運命ニナツテ居ル（中略）東京デハ沢山ナル資金ヲ投ジテ置テ八万九千円約九万円ノ公園収入ヲ得ルヤウニナリ若干ノ利益ヲ産出シテ居ル然ルニ我京都市ハ拾五万円以上ノ金ヲ費シテ高イ物ヲ買テ立退キヲサシテ置キナガラ僅カナ賃料ヲ取ツテシテ居ルト云フコトハ最高機関タル参事会ノ手腕ニ於テハ非常ナル雲泥ノ差ガアル

また浅川平三郎議員は、この時点で公園委員を常設する必要性に対して、以下のように疑問を呈した。

円山公園ノ如キ猫額大ノ公園ヲ以テセズ京都市全体ヲ以テ大公園トシナケレバナラヌ其全体ノ大公園トスルニ付テハ余程ノ金ヲ投ジナケレバナラヌガ目今京都市ノ経済トシテ之ニ金ヲ投ズルコトハ出来ナイカラ先ヅ以テ今日ニ於テハ千有余年ノ歴史アル物ヲ保存シ旧跡ヲ保存シテ行くガ一番必要デアルト思フ

渡邊昭議員の意見はさらに辛辣であり、常設公園委員規定について「吾々ノ眼カラ見マスルト未曾有ノ愚案デアルト確信スルノデアリマス」として、以下のように同案に反対した。

京都市ノ公園ヲ日本ノ公園、世界ノ公園的ニ完備シ成エヲ期セント欲シテ既ニ三十九年ニ於テ其調査ヲ致シタイトノ建議ヲ致シマシタ然ルニ今頃ニ至リ、四十四年ノ今日ニ於テ更ニ調査シナケレバナラヌ事デアリマシテハ極メテ理事者ノ頭脳ガ京都市ノ生命タル此ノ公園ノ上ニ一定ノ方針ガナイト言フ事ヲ断言シテ憚ラナイノデアリマス〔中略〕専門家ニ於テ設計中デアル研究中デアル調査中デアルト種々ナ事ヲ口実トシテ今日マデ四五年間誤魔化シタノデアル

これら議員の意見は、主に参事会を批判するものであったが、見方を変えると彼らがいかに東山公園構想を強く意識していたかを知ることができる。本案は結果的に、三幣保議員が提案した公園委員の常設の必要性を「調査スル為メ調査委員」を設置する説をもって採決された。それは、実質的に原案の見送りを意味した。

それから約2か月を経過した7月13日の市議会では、三幣保議員を委員長とする公園委員規定調査委員会から「公園委員規定ニ対スル委員ノ報告」が行われる予定であったが、西郷菊次郎市長の辞任に伴って急遽中止された⁷⁷⁾。

その後さらに1年以上が経過した大正元年12月14日の市議会において、同上委員

長・西村金三郎議員より「調査委員報告」が行われた⁷⁸⁾。西村議員は報告が遅延した理由を、元号が変わったこと、「左阿弥国宝論」⁷⁹⁾や「左阿弥買収論」が論じられたこと、さらには調査委員会に協力していた市の担当者・山下技師が死亡するなど様々な要因によるものとした。

委員会では、円山公園を当時の「浅草奥山ノ公園ノ如ク或ハ大阪ノ天王寺ノルナパーク」のような施設⁸⁰⁾ではなく、「神様ノ森ノヤウナ神々シキ公園ニシテ置クヨリ」も、むしろ「賑カナル誰ガ行テモ心地ノ好イ公園」で委員の意見が一致した。また設計の骨子は以下のように取りまとめられた。

道路ノ具合ニ由ツテ成ル可ク彼ノ公園ヲ広ク見セルコトガ出来ルヤウ本道ヲ四間ニシテ東北ニ上ツテ北部ニ沿フテ更ニ向ヒ夫レカラ大谷馬場ノ北部ヲ過ギテ進ミ左阿弥ノ前ニ瀧壺ヲ造リ公園ノ眼目ヲ添ヘルト云フ意見デアリマス然ウシテ左阿弥ノ北ノ方ニハ紅葉溪ヲ造リ大ニ優美ナル所ヲ観セヤウト云フ設計デアリマス

つまり設計の大筋は、円山公園のメインストリートを見通しの効く約7メートルの幅とし、東大谷参道の北面を東北に通じて、左阿弥の敷地西側に公園の主題として瀧壺を築き、左阿弥の北東奥を紅葉溪とするというものであった。調査委員会は、その設計を踏まえた参事会側の提示した案が「左阿弥ノ直グ東南ノ方デ余リニ窮屈デアル」ため、左阿弥の保存の必要性も考慮してその土地を買収することを求めた。

しかし京都市側が「先帝ノ御崩御御葬モゴザイマシテ或ハ又大典準備等モアリ亦市ノ収入ノ方モ随分不足シテ金ノ出ル事計リアツテ入ル事ハ殆ンド無イト云フコトデ鏝一文モ出スコトハ出来ナイ」などと、大正天皇の御大典などに伴う経済的困窮を理由に消極的な回答をしたため、調査委員会は京都市による設計案を否決した。

調査委員会の本意は「左阿弥ノ後背ニ五千何百坪ノ空地ガアル彼處ヲ活ス方法ニシテ戴キタイ又紅葉溪ヲ造ルモ好イ場所モ結構デアリマスカラ五人六人手ヲ繋イデ通ツテ通レル路ヲ附テ欲シイ」というものであった。つまり滝壺と紅葉溪をメインストリートでつなぐには、左阿弥が障壁となるため、その買収が不可欠と考えられたのである。

しかしながら最終的に、「五ヶ月モ六ヶ月モ日ヲ延シテ公園ガ出来ズシテ御大典ニモ間ニ合ハヌト云フ事デハ困ルカラ原案ニ賛成シテ多少加味シテ頂キタイ」とする浅川平三郎議員の提案が採決され、現状のように左阿弥を回避する設計案が実施されることになった。引いては、10月28日の市議会において「公園委員規定」が採決された⁸¹⁾。

以上のように円山公園の維持改良は、明治39年5月に採決された建議以来5年以上の歳月を経て設計が確定し、大正元年より施工が開始されることになったのである。

(5) 公園の維持改良の設計と施工

「円山公園維持改良一件 大正元年度」⁸²⁾には、円山公園拡張工事の施行中のものを

含む決算資料が綴られている。施工者の区分は、「人夫／植木職、鉄工、石工」であり、それぞれ摘要に「築庭・土工・其他手伝／(空白)／(空白)／石垣・橋梁・排水用」と記されている⁸³⁾。

同資料の「請負工事費支出額」では、「名称 五条大橋石材運搬、金額 246,500」⁸⁴⁾と記載されており、現在の円山公園内のひょうたん池の北西付近などに据え付けられた旧石橋の部材は、五条大橋のものが転用されたことになる。但しその他にも「古石材運搬」が行われていたため、その限りではない⁸⁵⁾。

材料の項目では、「小砂利、洗砂利、洗砂、セメント、栗石、岩、樹木、芝、橋梁用材、水道用材、割石、排水用材」が挙げられている。そのうち樹木の「品名」としては、「女松、山吹、連翹、深山四季美、檜、ヨウ(月へんに要)、花菖蒲、馬酔木、さつき、平戸つゝじ、小松、桐鳴、山躑躅」、六尺のものとして「吉野杉、岩柳、山吹、霧嶋、平戸つゝじ、皐月、小杉萩」、それ以上のもので「吉野杉、小松、さつき、シャガ、長杉、山躑躅、平戸つゝじ」の記載がある⁸⁶⁾。

同資料によると前項で公園の主題といわれた滝壺の「手直し」が行われたことが知られる⁸⁷⁾。その「土工着手」は大正2年10月2日であり、「植木職着手」が同12日、完成予定期日は翌年3月4日であった。

この「手直し」については以下のいきさつがあった⁸⁸⁾。既に述べてきたように、円山公園の全体の奥行きや眺望、滝壺の重要性は市議会でたびたび議論されていた。その施工については「村田工事」が受注して

いたが、出来上がったものは想定に程遠いものであったという。そこで市の担当者は、村田工事を紹介した7代目植治（小川治兵衛）⁸⁹⁾を呼び意見を聞いたところ、彼はその施工が適当でなかったことを認めた。市としては、村田工事の解雇を検討したが適当な者が見つからなかった。そこで村田工事を留任させ、植治に滝壺の再設計を依頼、工事の顧問としたという⁹⁰⁾。

そして大正3年9月23日付けで「工事竣成報告」が、「工事担当者 技手 田中亨」の署名で「市長 法学博士 井上密殿」宛に提出され、公園の維持改良に終止符が打たれた⁹¹⁾。

ところで現在の円山公園の園池と流れの周辺に配された砲弾型の人止め柵は、同箇所を特徴付ける一つの要素となっている。大正14年（1925）の写真にみられる人止め柵は、頂部が方錐形となった石製の細長い角柱であった（写真7）。昭和3年（1928）11月発行の『山城南勝誌』⁹²⁾掲載の写真では、流れ沿いの植栽帯まわりに砲弾型の人止め柵とそれらをつなぐ鎖が確認できる（写真8）。また日本画家・池田洛中による昭和8年の作品「公園夏日」（京都国立近代美術館蔵）にも『山城南勝誌』と同様の姿が描かれている。

また、京都市で行われた毎年の事務事業を記録した『京都市事務報告書』によると、昭和2年⁹³⁾に「工事名称 円山公園内二一町柵修繕工事 工事予算額 1,500円」、同3年⁹⁴⁾に「円山公園内柵改築工事」との記載がある。以上のことからみて、砲弾型の人止め柵は、公園の維持改良事業後に整備されたものとみられる。

（6）音楽堂の新設

旧雙林寺境内における円山音楽堂は（写真9）、昭和元年に京都市が受けた「三万四百九十七円」の寄付金をもとに翌年度に建設されたものであった⁹⁵⁾。

『京都市の近代化遺産 京都市近代化遺産（建造物等）調査報告書 近代遺産編』によると、それは「市民の情操の向上と音楽趣味の涵養とを目的として、元京都市長・安田耕之助をはじめとする市民の寄付金をもとに、昭和2年11月に竣工したものであり、「設計は、京都市庁の意匠を担当した中野進一」であった⁹⁶⁾。

『昭和2年京都市事務報告書』によると、「十一月十一日円山公園本市音楽堂ニ於テ陸軍戸山学校軍楽隊大演奏会ヲ開催セリ」⁹⁷⁾とあり、こけら落としとして演奏会が行われたことがわかる。

昭和6（1931）年10月21日、円山公園は国の名勝に指定された⁹⁸⁾。その指定文章は以下の通りである。

京都市の公園にして東山の西麓に在り。真葛原より祇園林に互る一体の地なり。北は知恩院に接し西及南は官幣大社八坂神社及び大谷派本願寺別院の境内地と界す。泉石園林の景致を以て一境を成し、安養寺、辨大堂、長楽寺、雙林寺、西行庵其の中に在り。皆名所として知らる。世に祇園の糸桜とする巨樹又名高し。四時遊覧の勝区たり。

指定当時の資料が残存しないため、名勝指定時における音楽堂の取り扱いの詳細は



写真7 園池『京都名勝誌』より転載



写真8 流路（大正14年撮影）『円山公園開園百周年記念』より転載



写真9 円山公園音楽堂（昭和3年撮影）『円山公園開園百周年記念』より転載

ではない。但し音楽堂は円山公園が名勝指定されたときに既にあったことから、除外対象とはみなされなかったことになる⁹⁹⁾。

なお『昭和13年京都市事務報告書』から音楽堂の「使用種別」をみれば、「映画会、音楽会、レコードコンサート、舞踏、拳闘、講演」であり、1年間で昼夜合わせて55回使用された。また「会名」をみれば、「殉国の英霊を弔ふ夕（大念佛狂言六齋念佛）」や「ヒットラーユーゲント歓迎大演奏会」など、軍事色を帯びた演目がみられた¹⁰⁰⁾。

この音楽堂の建設をもって、現在の円山公園の骨格が完成した。

(7) 小結

円山公園は、明治6年の公園設置に関する太政官の達を契機として、その開設への取り組みが始まり、明治19年に公園に認定された。公園の開設以前の明治6年と12年には、吉水温泉と也阿弥ホテルが六阿弥跡に建設されていた。

円山公園は、公園としての認定を受けていたとはいえ、いまだ近世の真葛原と祇園林の面影を残していた。明治25年から27年にかけて公園敷地の拡張と改修が行われた。この時、現在のひょうたん形の園池の南半にあたる池と築山、枝垂れ桜と榎の植栽が行われた。なお、この時の整備を推し進める要因の一つとなったのは一実現しなかったが一円山公園への第4回勸業博覧会会場の誘致であり¹⁰¹⁾、それをきっかけにして円山公園の知名度は高まることになった。

明治中期の頃より市議会の中では、円山

を含む東山の広い範囲の公園化を目論む東山公園構想が議論されていた。円山公園の維持改修は、その構想のいわば起爆剤として期待されていたが、経済事情などの理由によりしばらく進展しなかった。

維持改良の気運が高まる要因となったのは、明治39年4月に料理店・平野屋の火災が公園事務所を類焼し、さらに明治32年の也阿弥ホテル焼亡後に建設された円山ホテルが吉水温泉を巻き込んで全焼したことであった。この同年の同月に発生した大火災を省みて、円山公園でのホテル建設は事実上禁じられ。翌月の市議会では同地を公園として利用する旨の建議が可決し、維持改良が進められることになった。

土地の取得や資金の確保に苦慮されながら紆余曲折を重ね、明治42年より庭園を中心とした実施設計が京都市の直営によって開始し、武田五一の設計協力をもって明治44年に公園の全体設計の内容が固まった。そして大正天皇の御大典を目指して大正元年から施工が開始し、大正3年9月に維持改良は竣工した。

さらに昭和2年には、市民による寄付によって公園敷地の南側の敷地に音楽堂が建設された。こうして現在に通じる円山公園の様相が整うことになった。

4. 結論

近世の時点における円山公園が所在する土地の中心は、史跡及び名勝嵐山のように誰がみても風光明媚な名所といえるような状態ではなく、周囲の名刹と繁華街、そして料理茶屋との間をつなぐ媒介とでもいえ

るような位置づけにあった。

つまり現在に至る円山公園の名勝としての評価は、近世の名所的な要素を引き継ぎつつ、近代にかけて育まれたものということになる。

ところで『名勝円山公園保存管理計画』では、円山公園の成り立ちの検証に基づいて、その本質的価値の要点を「八坂の往來の要所」「名勝地及び公園としての歴史」「武田五一と植治による公園改良と庭づくり」、「開かれた場としての都市公園円山公園」とした。

本研究では円山公園の維持改良が、当時の市会議員を代表とする市民が東山公園構想を念頭に相当の情熱と粘り強さをもって実現したこと、その設計に市職員が主体的に係ったこと、工事で使用された材料の内容や施工に関わった可能性がある業者らの存在を明らかにした。また、その竣工時期には、大正天皇の御大典に間に合わせるという京都市議会の意志がみられた。

当初の公園利用の考え方としては、滝壺付近から現在の知恩院防災道路を沿って北東側に整備された紅葉溪への動線が重視されていた。

前述の本質的価値を継承するための適切な保存管理に当たっては、先達のいかなる意志によって公園が形成されてきたかを正確に理解する必要がある。そのためには、今後も円山公園の歴史調査を継続し、それがいかにして継承されてきたかを解明すると共に、引き続いて記録をすることが重要である。

謝辞

本文の作成に当たっては、平成26年から27年に実施された名勝円山公園保存管理計画策定委員会における議論を前提とした。同委員会の委員の皆様、京都市建設局みどり政策推進室、さらには資料をご提供いただいた下坂守先生、本市歴史資料館の方々にこの場を借りて御礼申し上げます。

註

- 1) 京都府教育委員会編：京都府文化財総合目録：財団法人京都文化財団：2006年。
- 2) 京都市建設局みどり政策推進室編集発行：京都市の公園平成30年度版(内部資料), p.30。
- 3) 名勝円山公園保存管理計画：京都市建設局みどり政策推進室：2016年。
- 4) 本論は、資料に依拠した円山公園一般についての記述を目指しており、「名勝円山公園」に主眼をおいた『円山公園保存管理計画』の記載事項とは必ずしも一致しない。
- 5) 木村明啓編：再撰花洛名勝図会 東山之部 五：1864年(早稲田大学図書館蔵)。
- 6) 円山公園の東南に所在する東大谷とは、大谷別院と称する浄土真宗の宗祖親鸞上人の遺骨を安置する祖廟のこと。その参道の一部は名勝指定範囲内にある(竹村俊則：新撰京都名所図会 巻一：白河書院：1958年, p.51)。
- 7) 秋里籬島ほか：都名所図会：1780年：新修京都叢書刊行会編：新修京都叢書第6：臨川書店：1967年：p.247。
- 8) 京都盆地の東側，南北約12キロメートルの山地の呼称(佐和隆研ほか編：京都大事典：淡交社，1984, p.763-764)。
- 9) 下中邦彦編(1979)：京都市の地名：平凡社，p.325。
- 10) 京都市編：史料京都の歴史 第10巻 東山区：1987年, p.134。
- 11) 駒俊郎・村井康彦・森谷尅久編：史料 京都見聞記 第一巻 紀行 I・II, 第一・二巻,1991年。
- 12) 竹村俊則(1958年)：前掲書。
- 13) 駒俊郎ほか編：前掲書(紀行 I), p.112-116。
- 14) 高台寺の西方で，八坂神社南鳥居前から護国神社参道に至る地域のこと(竹村俊則(1958年)：前掲書巻, p.44)。
- 15) 駒俊郎ほか編：前掲書(紀行 I), P.348,349。
- 16) 佐和隆研ほか編：京都大事典：淡交社，p.938。
- 17) 国史大辞典編集委員会編：国史大辞典9：吉川弘文館：1988年, p.460-461。
- 18) 駒俊郎ほか編：前掲書(紀行 II) p.3-4。
- 19) 二軒茶屋とは，八坂神社の南楼門南側の石鳥居の内にあった茶屋のこと。かつて西に藤屋と東に中村屋の二軒が存在したが，藤屋は早く店を閉じ，中村屋のみが中村楼として営業が続けられている。元は，八坂神社へ参詣する人たちを相手とする腰掛茶屋であったが，次第に料理を提供し始め，その豆腐の田楽や菜飯が名物となった(竹村俊則(1958年)：前掲書, p.50)。
- 20) 駒俊郎ほか編：前掲書(紀行 II), p.31,32。
- 21) 駒俊郎ほか編：前掲書(紀行 II), p.115-121。
- 22) 木村明啓編，松川安信・四方義休・榎川重寛図画：花洛名勝図会東山之部五：林芳兵衛：1864年(早稲田大学図書館蔵)。
- 23) 竹村俊則校注：角川文庫 都名所図会 上巻：1969年。
- 24) 碓井小三郎：京都坊目誌4：1915-16：新修京都叢書刊行会編：新修京都叢書第20：臨川書店：1970年, p.452。
- 25) 静水学人，洛西半楽居士，松山半山，西川祐春：京みやげ：1866年，立命館アート・リサーチセンター蔵。
- 26) 芳梅：滑稽都名所1854(立命館アート・リサーチセンター蔵)。
- 27) 京都市編(1987年)：前掲書, p.5。
- 28) 出村嘉史，川崎雅史，田中尚人「近世京都円山時宗寺院における空間構成に関する研究」(土木計画学研究・論文集Vol.18 no.2, 土木学会，2001年)には、『花洛名勝図会』並びに明治初期の境界図面と現地検分に基づいて作成された近世安養寺境内の平面図が掲載されている。
- 29) 秋里籬島ほか：都林泉名勝図会：1799年：新修京都叢書刊行会編：新修京都叢書第9：臨川書店：1968年p.224-244。
- 30) 京都市編(1987年)：前掲書, p.194。
- 31) 京都市：京都の歴史7 維新の激動：學藝書林，1974年, p.530-535。
- 32) 「境内維新前六千四百五十六坪なりしが。其後大部分を官に収められ明治十九年公園地と

- なる。」(碓井小三郎(1915-16年):前掲書, p.438-439)。
- 33) 暁鐘成, 川喜多真彦ほか:東山名勝図会 3巻:1864年:新修京都叢書刊行会編(1987年):前掲書, p.192-193。
- 34) 新修京都叢書刊行会編(1970年):前掲書, p.449。
- 35) 田中緑紅:緑紅叢書第32巻 円山公園 下:1960年, p.5。
- 36) 田中緑紅(1960年):前掲書, p.10。
- 37) 『名勝地円山公園の沿革』(以下、『沿革』とする)は,本市理財局財務部財産管理課に所属した職員が円山公園の歴史について調査し,まとめた冊子である。『名勝円山公園保存管理計画』における円山公園の成り立ちの記述は、『沿革』に依拠した部分が多い。主として『沿革』では,本市の情報公開コーナーが所蔵するマイクロフィルムのうち円山公園に関する資料が抽出された。その内容は行政文書の原文の抜粋と解釈文が混在し,資料の出所が明記されていない箇所があった。また施工に関する資料が未調査であり,京都市市会議事録からの引用についても網羅的に行われていなかった。そこで本文では、『沿革』における解釈文の原文を再確認するとともに,原資料の追加調査を行った。
- 38) 諸国社寺由緒ノ有無ニ不拘朱印地除地等従前之通被下置候所各藩版籍奉還之末社寺ノミ土地人民私有ノ姿ニ相成不相当ノ事ニ付今般社寺領現在ノ境内ヲ除ク外一般上知被仰付追テ相当禄制相定更に蔵米ヲ以テ可下賜事(法令全書 明治4年:内閣官報局:法令全書:1887年, p.5)
- 39) 乙第四号 府県 社寺境内外区別取調之義ニ付明治七年内務省乙第七十一号達之趣モ有之候所今般本局被開一般地租改正ニ際シ土地ノ名称ヲ区別シ其所有ヲ定メ候ニ就テハ右境内外ノ区域判然不致テハ諸般差支候条別紙規則ニ照準至急取調可差出此旨相達候事 明治八年六月二十九日 地租改正事務局總裁 大久保利通(地租改正事務局:地租改正事務局布達, 1878年)。
- 40) 京都市(1974年):前掲書, p.530-533。
- 41) 碓井小三郎(1970年):前掲書, p.452。
- 42) 長寿庵左阿弥の敷地が料亭左阿弥として遺っている。
- 43) 「円山公園岡崎公園地内国有地譲与申請一件」昭和26年:京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S61-118, 1187コマ。
- 44) 田中緑紅:明治文化と明石博高翁:1884年:京都市:史料 京都の歴史 第10巻 東山:平凡社:1987年:p.201。
- 45) 昭和25年(1950)3月13日指定解除。
- 46) 京都市(1987年), 前掲書, p.202。
- 47) 佐和隆研ほか編(1984):前掲書, p.921。
- 48) 「円山公園岡崎公園地内国有地譲与申請一件」昭和26年:前掲資料。
- 49) 京都市:明治26年市会議事録:1893年:京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S61-118, 1187~1190コマ
- 50) 「円山公園岡崎公園地内国有地譲与申請一件」昭和26年:前掲資料。
- 51) 吉田光邦監修, 白幡洋三郎ほか編:写真集成 京都百年パノラマ館:淡交社:1992年, p.24, p.94。
- 52) 京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S54-39, 92コマ。
- 53) 佐和隆研ほか編(1984年):前掲書, p.921。
- 54) 並河靖之(1845-1972)は,七宝作家で明治29年に帝室技芸員となった。京都市左京区に所在する同氏の居宅兼工房は,平成15年4月に京都市の名勝に指定された(京都市文化市民局文化部文化財保護課編集発行:京都市の文化財 第21集:2003年, p.29-31)。
- 55) 京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S54-51, 325コマ。
- 56) 京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S54-51, 325コマ。
- 57) 京都市(1987), 前掲書, p.206-207。
- 58) 京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S54-62, 8455コマ。
- 59) 明治39年 京都市議会録, p.3-17(※便宜上,筆者が句読点を付記した)。
- 60) 中井三郎兵衛(1851-1932)は,明治から大正期にかけて活躍した実業家。当該の三郎兵衛は4代目に当たり,隠居後は慈眼と名乗っ

た（京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課編：京都市文化財ボックス 第29集：2015年，p.100-102）。

- 61) 京都市歴史資料館編集発行：新・京のかたちⅣ東山のながめ：2012年，中井家：かたばみ草：1934年（京都市歴史資料館元職員・伊東宗裕氏の御教示による）。
- 62) 京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S54-73，199コマ。
- 63) 京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S54-73，200-279コマ。
- 64) この噴水は，円山公園の園池南側に現存するものと比定される。現在の園池は，ひょうたん形をしており中央に石橋が架かる。その橋を含んだ北側は維持改良で整備されたもので，南側は明治25から27年の改修に伴って築造されたものであることが，噴水の設置に伴う「旧池浚渫費及び栗石費」の計上（京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S58-62，140コマ）や也阿弥ホテルを撮影した写真（吉田光邦監修（1992年）：前掲書，p.24）から知られる。
- 65) 昭和6年の調査書によると，円山公園の流路の水は，旧来琵琶湖疏水の水が用いられていた。下記はその調査書の全文である。

調査書

一．円山公園

水量 ○．四

使用目的 公園用水

取入口 蹴上船溜

右ハ、取入口ヨリ別紙図面ニ図示ノ道路ヲ通り公園ニ入ル 公園事務所前方ニテ分岐シ南方池中ノ噴水ニ導キ一ハ東ニ昇リテ滝トナシ公園内ノ小川ヲ流シテ池ノ廢水ト合シ祇園石段下便所下ニテ下水溝ニ放流ス

昭和六年三月

- 66) 円山公園への琵琶湖疏水による給水は，平成5年より休止した。現在の流水は井戸水による給水と循環に頼っている。下記は疏水の水の使用休止届の全文である。

建公管第700号

平成5年3月26日

京都市上下水道事業管理者

山西弥市様

京都市長 田邊朋之〔公印〕

（担当：建設局公園緑地部公園管理課）

疏水の水の使用休止届

上記について，下記の通りお届けいたします。

記

- 1 使用場所 円山公園
 - 2 使用流量 6.7リットル毎秒
 - 3 使用目的 防火用
 - 4 休止期間 平成5年4月1日～平成6年3月31日
 - 5 休止理由 取得施設が老朽化し，現状では防火用水としての目的を果たすことができないため，施設の改修を図るまでの間疏水の水の使用を休止する。
- 67) 円山公園の滝壺から園池の区間に穿たれた流路については，「円山公園維持改良一件 大正元年度」の「栗石」の項目に「コンクリート，川筋内」，「内高価ナルモノハ黒石」と記載されている（京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S58-6，133コマ）。ここから，維持改良の時点でコンクリートと黒石が使われていたとみられる。
- 68) 武田[五一]博士還暦記念事業会 編：武田博士作品集：武田[五一]博士還暦記念事業会：1933年：武田博士経歴1-2。
- 69) 京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S54-73，267コマ
- 70) 「明治42年京都市会議事録第6号」
- 71) 「明治43年京都市会議事録第1号」
- 72) 「明治43年京都市会議事録第10号」
- 73) 武田[五一]博士還暦記念事業会 編（1933年）：前掲書，p.58。
- 74) 「明治43年京都市会議事録第16号」
- 75) 「明治44年京都市会議事録第10号」
- 76) 「明治44年京都市会議事録第15号」
- 77) 「明治44年京都市会議事録第18号」
- 78) 「大正元年京都市会議事録第12号」
- 79) 明治44年から大正元年までの間に市議会で

- 行われた、左阿弥の建物や庭に文化財的価値があるのではないかとする議論のこと。「此出屋敷ト云フモノハ昔坊主ノ妾宅デアッタ」として反対する者もいれば、「国宝或ハ準国宝トシテ市ニ於テ保存シテ置カナケレバナラヌ」として買収の必要性を説く者もいた（「大正元年京都市会議事録第12号」）。
- 80) 天王寺ルナパークとは、明治45年に初代通天閣と共に建設された遊園地のこと。明治36年に開催された第五回内国勸業博覧会の跡地に、大阪市が建設した天王寺公園の余地が民間会社に貸与されることによって成立した。大正14年に別会社に譲渡され興行街に転じた。（橋爪紳也：大阪モダン 通天閣と新世界：NTT出版：1996年）また、浅草奥山とは、天王寺ルナパークと共に掲出されているところをみると、明治6年（1873）に設置された浅草公園の5区花屋敷一帯であるとみられる（日本国語大辞典 第二版 第一巻、p.264）。
- 81) 「明治44年京都市会議事録第28号」
- 82) 京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S58-62。
- 83) 大正2年7月時点の決算書では、「直営（築庭）」と「請負（設備）」が書き分けられている。直営の項目は「人夫、植木職、石工、小砂利、洗砂、洗砂利、栗石、セメント、石、樹木、其他」、請負の項目は「樹木移植、道路改修、水道費、埴垣、事務所移設」であった。（同上、65コマ）直営と請負が分別されているところをみると、職工は直接雇用であった可能性がある。資料の上で施工を実施したことが確認されるのは「村田工事」に留まる（註88）を参照）。
- 84) 京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S58-62、73コマ。
- 85) 同上、82コマ。
- 86) 同上、135コマ。
- 87) 同上、74-75コマ。
- 88) 同上98-100コマ 当該箇所は、7代目植治と円山公園の関係を知る上で重要であるため、その全てを翻刻し掲載する。
- 公園設計ノ根本タルヤ周囲ノ背景非常ニ佳ニシテ只之レ等ノ連絡スルニ止マリ眺望ニ便ナル遊覧場ヲ造ルニアルヲ以テ剛壯ノ箱庭的トナリテハ全ク最初ノ計画ト相違スル事トナリ、由テ字村田工事ノ装会人タル小川氏ヲ呼ビ実地ニ就テ意見ヲ叩キテ氏モ設計適当ナラザルヲ感ジタリ茲ニ於テ当時樹木替植時期モ過ギタルヲ以テ断然筆一期トシテモ七月皆工事ヲ一時中止シ後村田工事ヲ解雇スルニ至タリ
- 此ノ第一期ニ於テ大体ノ形状ヲ調殆ド方針ヲ確定スルニ用意トナリタルヲ以テ第二期設計ノ方針ヲ立テント欲シ村田工事ノ留任ヲ決ントセシモ適当ナル者ナク遂ニ小川治兵衛氏ニ設計ヲ依頼ス
- 九月ニ至リ漸ク直設計成リ之レヲ委員会ニ附セシニ賛意ヲ得十月二日ヨリ、第二期工事ニ着手シ、小川氏ヲ顧問トシ工事ノ進捗ヲ図リ居シク日下川筋及次南ハ殆ンド完成セリ
- 小川氏ノ設計ノ大要ハ滝口ヲ後方ニ旧位置ヨリ退ケ也弥阿弥ホテル植込ヲ背景トスルモノト見シ所ト一致ス後テ風致上川筋目ノ位置ニモ影響シ、山間僻地ノ滝浪目トナシ、旧池及藤棚ノ方ニ預ケシトセモ池ハ山ノ中腹ニ位スルヲ以テ自然的トナラズ故ニ之レ等ヲ廢シ直ニ村井前旧池ニ連絡スルモノニシテ道路ヲ、凡テ川筋ニ治メシマシムル事トナシ遊覧場所ヲ充分広潤ニナスヲ目的トセリ、細部ニ至リテハ最初ノ設計ニ大差ナシトス以上ノ設計ニ於テ前模様ヲ充分利用スル事ニ勤メシモ、二重ノ工費ヲ要スルハ免レズ、今更ニ重トナリタル工事費ヲ調査スルニ次ノ如シ
- 滝口変更ニ就テ
広場平直川筋変更ニ就テ
- 89) 円山公園と7代目植治の関係は、尼崎博正編『植治の庭—小川治兵衛の世界』（淡交社、平成2年）において丸山宏が記述している。同書では、植治が円山公園の作庭あるいは改造に係ったとし、同公園の改良案を作成した武田五一が岡崎公園内の京都市商品陳列所の建

築を手がけたこと、植治が京都市商品陳列所の庭造りに京都園芸業組合という立場で係っていたという当時の状況を根拠としている。また尼崎博正は『七代目小川治兵衛』(ミネルヴァ書房、平成24年)において、植治が平安神宮の庭造りに三条大橋の橋脚を購入したことを踏まえ、円山公園に石製の橋脚が使われていることをもって、その改良工事を植治の手によるものとしている。明治27年より平安神宮の庭造りを植治が請け負ったことは、資料より裏付けられている(『平安神宮百年史 本文編』平安神宮、平成9年)。植治が平安神宮の庭造りに携わったことは、京都日出新聞(現在の京都新聞)の記者であった黒田讓(天外)が植治に取材した「園芸の名家」:『続々江湖快心録』(山田芸艸堂、大正2年)において本人が認めている。円山公園を植治の作庭と明記している資料としては、植治の甥にあたる岩城巨太郎による追悼談で、山根徳太郎が書き起こした『小川治兵衛』(小川金三、昭和40年)がある。

- 90) 「円山公園維持改良一件 大正元年度」には、円山公園の設計図とみられる平面図とイメージ図が含まれている(京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S58-6, 105-117コマ)。公園の現状と比較すれば、この平面図は実現したものとはみなされない。
- 91) 京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S58-6, 123コマ。
- 92) 京都市編:京都名勝誌:京都市:1928年, p.107。
- 93) 『昭和2年京都市事務報告書』
- 94) 『昭和3年京都市事務報告書』
- 95) 「昭和2年京都市会会議事録第12号」
- 96) 京都市文化市民局文化財保護課編集発行:京

都市の近代化遺産 京都市近代化遺産(建造物等)調査報告書 近代遺産編, 2006年, p.166。

- 97) 『昭和2年京都市事務報告書』
- 98) 京都府教育委員会(2006):京都府文化財総合目録:財団法人京都文化財団, 409
- 99) 日本最古の音楽堂は、明治38年に完成した日比谷野外小音楽堂であるが、昭和58年に全面改築されている。円山公園音楽堂は、建設後80年を経過し、現在も当初の機能を保持し、全面改築が行われていない。
- 100) 『昭和13年京都市事務報告書』
- 101) 実際には、岡崎公園が第4回勸業博覧会の会場となった。

※本稿に掲載した『都名所図会』『拾遺都名所図会』『都林泉名勝図会』『花洛名勝図会』の図版は、国際日本文化研究センターの「平安京都名所図会データベース (<http://www.nichibun.ac.jp/meisyoze/kyoto/>)」より転用した。『再撰花洛名勝図会』は、早稲田大学図書館の「古典籍総合データベース (<http://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/index.html>)」より転用した。『京みやげ』『滑稽都名所』は、立命館大学アート・リサーチセンターのデータベースより転用した。なお、Webのアドレスは、全て2019年3月3日現在のものである。表記のない図、写真については本市で所有するものである。

いまえ ひでふみ
今江 秀史 (文化財保護課 主任(名勝担当))